

2020年の国際情勢と日本外交の課題

中内 康夫

(外交防衛委員会調査室)

1. 2020年の国際情勢（概観・展望）
2. 日米関係
3. 日中関係
4. 日韓関係
5. 北朝鮮情勢
6. 日露関係

2020年は第二次世界大戦終結75年、日米安全保障条約改定60年の節目の年である。また、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、日本に注目の集まる重要な年となるが、それにとどまらず、日本の外交全般にとっても正念場の1年となる。本稿では、2019年までの動きを振り返りつつ、2020年の国際情勢を概観・展望した上で、日本外交の課題のうち、特に日米関係、日中関係、日韓関係、北朝鮮情勢及び日露関係について論ずる¹。

1. 2020年の国際情勢（概観・展望）

2020年に予定されている外交分野の出来事（次頁の表参照）の中で、最も注目されるのは、やはり米国の大統領選挙（11月3日投開票）であろう²。自国第一主義を掲げるトランプ大統領の再選の有無を含め、次期大統領に誰が就任するかによって、米国の外交・安全保障政策も異なる可能性が高く、日米関係を含む国際情勢全般に大きな影響を与えることとなる。2月から始まった予備選も含め、選挙戦の行方を注意深く見守る必要がある。

2018年7月以降に本格化し、世界経済に大きな影響を与えている米中の貿易摩擦については、2020年1月15日に両国の通商交渉の「第1段階の合意」に関する文書への署名が

¹ 本稿は2020年2月4日現在の情報に基づき執筆している（参照URLの最終アクセス日も同日）。

² 共和党は現職のトランプ大統領が8月の党大会で候補者に指名されることがほぼ確実視されている。他方、4年ぶりの政権奪回を目指す民主党では、バイデン前副大統領、サンダース上院議員、ウォーレン上院議員、ブティージェッジ・前インディアナ州サウスベンド市長、ブルームバーグ前ニューヨーク市長等が立候補しており、今後の予備選を通じて7月の党大会で最終的に誰が候補者に指名されるのか不透明な状況である。

行われ³、二大経済大国による貿易摩擦激化への懸念は和らいだ。ただし、第2段階の協議に先送りとなった産業補助金・国有企業改革等の問題で中国が譲歩する見込みは薄く、今後の交渉次第では貿易摩擦が再燃する可能性もある。また、米中对立の根幹には技術や安全保障をめぐる覇権争いがあるとされることから、両国関係の先行きは不透明である。

欧州では、2020年1月31日に英国の欧州連合（EU）からの離脱が実現した。今後、英国とEUは、同年末までの移行期間中に、通商や漁業権等の将来の関係を交渉し、取決めを結ぶこととなっている。しかし、交渉が難航し、何の取決めもないままに移行期間が終了して混乱が生じることへの懸念を示す見方もあり、今後の推移を注視する必要がある。

中東地域には様々な国際問題が存在するが、イランの核問題に関しては、2019年5月以降、イランは「包括的共同作業計画」（イラン核合意）からの離脱を表明した米国への対抗措置として、核合意に定められた義務の履行を段階的に停止し、2020年1月5日にはウラン濃縮活動を無制限に進める方針を表明した。こうした中、2019年7月には、米国はホルムズ海峡等を航行する民間船舶の安全確保に向けた「海洋安全保障イニシアティブ」を発表し、11月には米英豪など7か国が参加して活動が始まった。日本は、同構想には参加せず、12月27日、情報収集目的で独自に自衛隊の艦艇・航空機を中東に派遣することを決定している。米国とイランの緊張状態が続く中、今後の推移を注視する必要がある。

さらに、2020年4月から5月にかけては、5年ぶりに核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の開催が予定されているが、核軍縮・不拡散をめぐる核兵器国と非核兵器国との隔たりの克服が課題となる。

日本に目を転じると、夏に東京オリンピック（7月24日～8月9日）と同パラリンピック（8月25日～9月6日）が開催され、要人を含めた多くの海外からの訪問客が見込まれる。この機会を最大限に活用した戦略的外交や日本の存在感・影響力を一層高めるための取組が日本政府には期待される。

表 2020年の主な予定（外交分野）

春頃	中国の習近平国家主席の国賓としての訪日
4月15日	韓国における国会議員選挙（総選挙）の投開票日
4月27日～5月22日	核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議（米国）
6月10日～12日	主要7か国首脳会議（G7サミット）（米国）
7月24日～8月9日	東京オリンピック
8月25日～9月6日	東京パラリンピック
9月上旬	香港における立法会（議会）議員選挙の投開票日
11月3日	米国における大統領選挙の投開票日
11月12日	アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議（マレーシア）
11月21日～22日	主要20か国・地域首脳会議（G20サミット）（サウジアラビア）
12月末	英国のEU離脱移行期間終了

※日程等は変更の可能性あり。

（出所）報道等に基づき筆者作成

³ 中国が米国からの工業品、農産品等の輸入を増やす代わりに、米国は2018年7月以降に拡大してきた中国への制裁関税の一部引下げに初めて応じることなどを内容とする。

2. 日米関係

(1) 日米安全保障体制をめぐる問題

トランプ大統領は、2016年の大統領選挙の際、同盟国・友好国の安全保障面での費用負担の増加を訴え、日本との関係では、日本が在日米軍駐留経費を全額負担しない場合、米軍撤退を示唆する発言を行っていた。また、日米安全保障条約についても、「米国が攻撃されても日本は何もしないが、日本が攻撃されたら、米国は駆けつけなければならない、不公平だ」と述べていた。

2017年1月の大統領就任後は、日米安保体制への批判は控えていたが、2019年6月29日、トランプ大統領は、G20大阪サミット後の記者会見において、日米安保条約の片務性を念頭に「不公平な合意だ。変えなければならない」と不満を示し、安倍総理に対し、条約の片務性を変える必要があると伝えたことを明らかにした。

その後、米外交誌フォーリン・ポリシー（電子版、2019年11月15日）は、7月にボルトン米大統領補佐官（当時）らが来日した際に、日本政府に対して、在日米軍の駐留に係る経費の負担⁴を約4倍の約80億ドル（約8,800億円）に増やすよう要求したと報じた。日本政府はその報道内容を否定したが、12月3日には、トランプ大統領は、北大西洋条約機構（NATO）事務総長との会談前に記者団に対して、在日米軍駐留経費負担の増額を安倍総理に要求したことを明らかにした。

これらのことを国会で問われた安倍総理は、外交上のやりとりの詳細を明らかにすることは差し控えるとした上で、「日米安保条約における両国の義務は同一ではないものの、全体として日米双方にとってバランスの取れたものである」、「現在、在日米軍駐留経費は日米両政府の合意に基づいて適切に分担している」との認識を示している⁵。

現行の在日米軍駐留経費負担特別協定の有効期限は2021年3月末日であり、その後の経費負担を定める新たな協定について、河野防衛大臣は記者会見で「今年の秋口くらいから交渉が始まることになろうかと思う」と述べている⁶。

トランプ政権は、韓国に対して駐留経費負担の大幅増を求めており、2019年11月の米韓協議では、2020年における韓国側の負担額として、前年の5倍を上回る50億ドル（約5,500億円）に近い金額を求めたと報じられている⁷。

こうした状況を踏まえれば、今後の日米交渉において、米国が日本にも駐留経費負担の大幅な増額を求めてくる可能性は否定できず、交渉の行方を注意深く見守る必要がある。

(2) 日米貿易協定の発効と今後の展開

2017年1月にトランプ大統領が就任した直後、米国は環太平洋パートナーシップ（TP

⁴ 日本政府は、在日米軍駐留経費負担（いわゆる「思いやり予算」）として2020年度予算において1,993億円を計上している。その内訳は、①日米地位協定の枠内のものとして473億円（基地従業員の労務費の一部（福利費等）及び隊舎等の提供施設整備費の負担）、②おおむね5年ごとに日米間で締結する協定（在日米軍駐留経費負担特別協定）に基づくものとして1,520億円（基地従業員の労務費（基本給及び諸手当）、光熱水料等及び訓練移転費の負担）である。

⁵ 第201回国会参議院本会議録第3号（2020（令2）.1.24）

⁶ 防衛大臣記者会見（2020.1.21）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0121a.html>〉

⁷ 「在韓米軍 進まぬ負担協議 米、5倍の金額要求」『朝日新聞』（2019（令元）.12.31）

P) 協定からの離脱を表明し、その後、2018年9月の日米首脳会談において、両国は「日米物品貿易協定 (TAG)」交渉の開始で合意した。

2019年4月から開始された日米協議では、物品貿易及びデジタル貿易の議論を行うことで合意し、8月の閣僚会合・首脳会談において、農産品、工業品の主要項目について意見の一致を確認した。その上で、9月25日の首脳会談で、安倍総理とトランプ大統領は「日米貿易協定」及び「日米デジタル貿易協定」の最終合意を確認する「日米共同声明」に署名した (両協定への正式な署名は10月7日)。

日米貿易協定は、物品貿易について、関税の撤廃又は削減の方法を定めるものであり、日本は、米国産の牛肉・豚肉等の農林水産品の関税をTPPの範囲内に抑制した (コメは関税撤廃・削減等の対象から除外)。他方、TPPで米国が関税撤廃を約束していた日本の自動車・同部品については、関税撤廃の時期を明記せず、「関税撤廃に関して更に交渉する」ことが協定に定められた。また、日米デジタル貿易協定には、円滑で信頼性の高いデジタル貿易を促進するための高水準のルールが規律されている。

国会審議において、安倍総理は「日米双方にとってウイン・ウインでバランスの取れた結論を得ることができた」とした上で、既に発効している米国抜きでのTPP11協定や日EU経済連携協定 (EPA) と合わせて、世界経済の6割をカバーする巨大な自由経済圏が日本を中心に誕生すると述べて、協定締結の意義を強調した。さらに、茂木外務大臣は、懸念されていた米通商拡大法第232条に基づく自動車・同部品への追加関税措置について、共同声明の「協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」との内容を踏まえ、「米国が日本の自動車・同部品に追加関税を課さないことを直接首脳間で確認している」と説明した⁸。

野党側からは「自動車・同部品の関税撤廃が獲得できておらず、将来の実現も確約されていない」、「米国による自動車・同部品への追加関税措置の発動が本当に回避できたのか不明である」、「米国産牛肉のセーフガード等ではTPPよりも譲歩を強いられた」などの批判もあったが⁹、両協定は12月4日に国会承認され、翌2020年1月1日に発効した。

協定の発効を受け、今後の焦点は、第2段階の交渉でどの分野を扱うかを定める協議に移る。これは共同声明に示されているものであり、茂木外務大臣は、自動車・同部品の関税撤廃時期を米国と話し合うとしている。しかし、日米協議は米国大統領選挙の前には進まないとの見方もあり、対米輸出額の約4割を占める日本車・同部品の扱いが不確かなまま先送りされれば、貿易額の約9割の関税撤廃が目安とされる世界貿易機関 (WTO) のルールと整合性が取れなくなるとの指摘もある¹⁰。交渉が再開したとしても、米国が安全保障を理由に再び追加関税措置を示唆して牽制してくる可能性が否定できず、日本が自動車・同部品の関税撤廃を求めれば、米国は農産品やサービス分野で更なる市場開放や譲歩を迫ってくるのではないかと懸念も示されており¹¹、今後の日米協議の行方が注目される。

⁸ 第200回国会衆議院本会議録第4号4頁、6頁、10頁 (2019 (令元) .10.24) 等

⁹ 第200回国会衆議院本会議録第9号2頁、4頁 (2019 (令元) .11.19) 等

¹⁰ 「日米貿易協定 日本車と車部品 追加協議延期も」『東京新聞』(2019 (令元) .12.5) 等

¹¹ 「もっと知りたい 日米貿易協定 (5)」『朝日新聞』夕刊 (2020 (令2) .1.10) 等

3. 日中関係

2012年9月の日本政府による尖閣諸島の国有化に中国側が反発して以降、日中関係は冷却した状態が続いたが、2018年に入ると関係改善に向けた動きが本格化した。5月には、李克強首相が、中国首相としては7年ぶりに訪日し、日中韓サミットに出席したほか、安倍総理との二国間の首脳会談では、日中防衛当局間の海空連絡メカニズムの運用開始や第三国での日中民間経済協力を進めていくことで合意した。

その後、日中平和友好条約発効40周年を受けて、同年10月に中国を訪問した安倍総理は、習近平国家主席及び李首相との間でそれぞれ首脳会談を行った。これらの会談において安倍総理は、今後の日中関係について、①競争から協調へ、②日中はパートナーで、互いに脅威とならない、③自由で公正な貿易関係を発展させる、との原則を提起し、両国の連携強化に意欲を示した。

2019年6月27日にはG20大阪サミット出席のため訪日した習主席と安倍総理との間で会談が行われ、両首脳は、日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を得つつあることを確認し、「日中新時代」を切り拓いていくとの決意を共有した。さらに、安倍総理は習主席に2020年春に国賓として訪日するよう招請し、習主席はこれに応ずる意向を示した。中国の国家主席の国賓としての訪日は2008年の胡錦濤氏以来12年ぶりとなる。

12月23日にも両首脳は北京で会談し、習主席の国賓訪日の成功に向けて協力することで一致した。その後、両国政府は、日中関係の意義や今後の方向性を示す「第5の政治文書」を習主席の国賓訪日時に発表することも念頭に文書作成の協議を始めたと報じられている¹²。

他方、尖閣諸島周辺海域への中国公船による侵入が継続的に発生し、中国で日本人拘束事案が相次いでいるほか、香港や新疆ウイグル自治区での人権問題への国際的な関心が高まっているなどの様々な問題が顕在化しており、こうした状況で習主席を国賓待遇で迎えることには慎重な意見も示されている。この点を国会で問われた安倍総理は「日本と中国は、地域や世界の平和と繁栄に共に大きな責任を有しており、その責任をしっかりと果たすとの意思を内外に明確に示す機会としたい」と述べて、習主席の国賓訪日に理解を求めるとともに、懸案事項については「中国に前向きな対応を強く求めていく」と強調した¹³。

様々な懸案を抱えつつも、関係改善に進む日中関係の今後の展開が注目される¹⁴。

4. 日韓関係

2018年の秋以降、日韓関係における最大の懸案として顕在化したのが旧朝鮮半島出身労働者問題¹⁵である。朝鮮半島が日本統治下にあった戦時中に日本本土で強制的に働かされ

¹² 「第5の政治文書 日中が発表方針」『東京新聞』（2020（令2）.1.10）等。なお、日中関係を基礎付ける政治文書として、現在、①1972年の国交正常化の際に発表された日中共同声明、②1978年に締結された日中平和友好条約、③1998年の江沢民国家主席の国賓訪日時に発表された日中共同宣言、④2008年の胡錦濤国家主席の国賓訪日時に発表された「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する日中共同声明の4つが存在する。

¹³ 第201回国会参議院本会議録第3号（2020（令2）.1.24）

¹⁴ 2020年1月以降、中国で発生した新型コロナウイルスによる感染症が世界に拡大しており、習主席の訪日にも影響を与える可能性があるとして報じられている（『産経新聞』（2020（令2）.1.28）等）。

¹⁵ 報道等では一般に「徴用工問題」と呼ばれることが多いが、日本政府は、当時の国家総動員法下の国民徴用

たとする韓国人が新日鐵住金（現・日本製鉄）に損害賠償を求めた訴訟の上告審で、韓国大法院（最高裁）は、2018年10月30日、個人の請求権を認めた差し戻し控訴審判決を支持する判断を下し、同社に賠償（慰謝料の支払い）を命じる判決が確定した。また、大法院は、同年11月29日にも、三菱重工業に対し、元労働者への賠償等を命じる2件の判決を確定させた。

これらの判決に対して、日本政府は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓請求権協定¹⁶に反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできないとの見解を表明している¹⁷。

2019年1月には、新日鐵住金に対する訴訟に関し、韓国の地方裁判所が同社の韓国内の資産の差し押さえを認める決定をしたことが明らかになり、同月9日、日本政府は韓国政府に対し、日韓請求権協定に基づく二国間協議を要請した。その後、日本からの協議の要請に韓国政府は4か月以上応じず、また、韓国の李洛淵（イ・ナギョン）首相による「政府の対応には限界がある」旨の発言があったこと等を総合的に勘案し、日本は5月20日に同協定に基づく仲裁付託を韓国側に通告した。しかし、韓国政府は仲裁委員を任命する義務を履行せず、さらには締約国に代わって仲裁委員を指名する第三国を選定する義務についても、日本の要請にもかかわらず、7月18日の期限までに履行することはなかった。

現在、日本製鉄や三菱重工業の韓国内の資産は差し押さえられた状況にあり、今後、資産が売却され、日本企業に実害が生じることが懸念されている。

この問題の解決のため、12月には、韓国国会の文喜相（ムン・ヒサン）議長が、日韓の企業や個人などから寄附金を募って基金を創設し、賠償を肩代わりすることを柱とする法案を提出した。ただし、原告や市民団体は反発しており、韓国政府の立場も不明確であることから、法案の成立は見通せておらず、仮に成立しても、慰謝料を受け取らない原告がいる限り企業資産が売却される可能性が残るため、問題の根本的な解決にはつながらないとの指摘もある。

この旧朝鮮半島出身労働者問題のほか、日韓間の歴史問題では、慰安婦問題も引き続き懸案となっている。朴槿恵（パク・クネ）前政権時に行われた日韓合意（2015年12月）に基づき韓国に設立された「和解・癒やし財団」¹⁸について、現在の文在寅（ムン・ジェイン）政権は一方的に財団の解散の方針を示し、2019年7月には登記上の解散手続を終えた。これに対して日本政府は、外交ルートを通じて抗議し、同財団の解散は全く受け入れられ

令においては、①募集、②官あつせん、③徴用があり、韓国における訴訟では募集等に応じた者が原告になっているとして、「旧朝鮮半島出身労働者問題」と呼称するとしている（第197回国会衆議院予算委員会議録第2号7頁（2018（平30）.11.1））。

¹⁶ 同協定では、日本から韓国に対して、無償3億ドル、有償2億ドルの資金協力を約束する（第1条）とともに、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない（第2条）ことが規定されている。また、両締約国間の紛争解決手続も定められている（第3条）。

¹⁷ 外務大臣談話（大韓民国大法院による日本企業に対する判決確定について、2018年10月30日）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_004458.html>

¹⁸ 同財団は、日本政府の拠出した10億円の資金に基づき元慰安婦等への支援事業を実施してきた。

ず、韓国側に日韓合意の着実な履行を求めていくと表明しているが、問題解決に向けた道筋は依然として不透明なままである。

さらに、2019年夏には、日韓間の対立は、貿易や安全保障の分野にも及んだ。日本政府は、7月、軍事転用のおそれのあるフッ化水素など半導体材料3品目の対韓輸出管理を厳格化し、8月には貿易管理上の優遇措置を適用するいわゆる「ホワイト国」から韓国を除外した。これらに対して、韓国では、旧朝鮮半島出身労働者問題への対抗措置であるとして激しい反発が起こった。日本政府は、安全保障上の観点から実施したもので対抗措置ではないと表明したが、韓国政府は、8月22日、日韓秘密軍事情報保護協定(GSOMIA)の終了を決定し、翌23日に日本側に通知した。9月には日本の輸出管理厳格化が「差別的な措置に当たる」としてWTOに提訴した。

その後、対北朝鮮連携への影響に危機感を強めた米国の働き掛けもあり、韓国は失効前日の11月22日にGSOMIAの終了を凍結し、また、WTO提訴の手續も中止した。

こうした状況の中、12月24日には、中国・成都で安倍総理と文在寅大統領による1年3か月ぶりの会談が実現した。安倍総理は、日韓関係は非常に厳しい状況にあるが、根本原因は旧朝鮮半島出身労働者問題に係る大法院判決にあるとして、「国家として日韓関係を健全な関係に戻していくきっかけを作ることを求める。韓国側の責任で解決策を示してほしい」と強く求めた。文在寅大統領は具体策は示さなかったが、「早期の問題解決を図りたい」と述べたとされる。

日韓の対立は、歴史問題にとどまらず、貿易・安全保障の分野まで波及し、両国関係は国交正常化以降で最悪とも言われている。こうした状況の中で、訪日韓国人観光客の激減や韓国における日本製品の不買運動等、経済面での直接的な影響も出ており、日韓両国政府の今後の対応が注目される。

5. 北朝鮮情勢

北朝鮮は、2016年から2017年までの2年間に、3回の核実験に加え、米国東海岸を射程に収める大陸間弾道ミサイル(ICBM)級を含む40発の弾道ミサイルの発射実験を行い、2017年11月に金正恩(キム・ジョンウン)朝鮮労働党委員長(国務委員長)は「国家核武力完成、ロケット強国実現」を宣言した。国連安全保障理事会では、2017年には、核実験や弾道ミサイル発射を受け、石炭、鉄・鉄鉱石の北朝鮮からの輸入禁止や、原油・石油製品の北朝鮮への輸出制限などの制裁措置を盛り込む決議が随時採択されてきた。

しかし、2018年に入ると、南北間、米朝間で対話の流れが進み、これに呼応するように、北朝鮮は4月20日の朝鮮労働党中央委員会総会において、核実験とICBM発射実験の中止を決定した。同月27日には板門店において11年ぶりの南北首脳会談が実現し、文在寅大統領と金正恩委員長は、核のない朝鮮半島を共通の目標として掲げる板門店宣言に署名した。米国との間では、同年6月12日に史上初の米朝首脳会談がシンガポールで開催され、トランプ大統領と金正恩委員長は北朝鮮の安全の保証や朝鮮半島の完全な非核化などへのコミットメントを内容とする共同声明を発出した。

その後、2019年2月27日及び28日にベトナムのハノイで第2回米朝首脳会談が開催さ

れ、シンガポール共同声明の具体化について協議を行ったが、何らの合意に至らなかった。トランプ大統領は、会談後の記者会見で、北朝鮮が部分的な非核化の見返りとして制裁の完全解除を求めたが、米国がこれを受け入れなかったことを明らかにした。

他方、金正恩委員長は、4月12日の最高人民会議での施政方針演説において、ハノイの会談で米国が実現不可能な要求をしたと非難し、「年末まで勇断を待つ」と述べて、トランプ政権に再考を迫った。その後、北朝鮮は、核実験やICBM発射の凍結は引き続き維持しつつも、短距離の弾道ミサイル等の発射実験を再開した¹⁹。

交渉の先行きが不透明さを増す中、トランプ大統領は6月末の韓国訪問時に板門店で金正恩委員長と電撃的な再会談（第3回米朝首脳会談）を実現させ、2月以降停滞してきた実務者協議の再開で合意した。その後、米朝の実務者協議は、10月にスウェーデンのストックホルム近郊で開催されたが、北朝鮮側は米国の提案内容を不十分であるとして、協議の決裂を主張した。12月に入ると、米国は国連安保理の公開会合の開催を要請し、北朝鮮が弾道ミサイル発射を続けていることを「射程にかかわらず、明確な安保理決議違反」と非難した。トランプ大統領は短距離の弾道ミサイルの発射を問題視しない発言を繰り返していたが、米国として、より厳しい姿勢を示したことになる。

米朝交渉に関し、北朝鮮が一方向的に期限と設定した2019年末が経過した翌日の2020年1月1日、朝鮮中央通信は、前年12月末に開催された朝鮮労働党中央委員会総会について報じ、金正恩委員長が「我々が約束に一方向的に縛られる根拠はなくなった」と述べ、核実験やICBM発射実験の再開を示唆し、「世界は遠からず新たな戦略兵器を目撃するだろう」と発言したことを明らかにした。この金正恩委員長の発言は、米朝交渉の打ち切りには言及しておらず、交渉の余地を残しつつ、核・ミサイル開発の継続を強調することで、北朝鮮が求める制裁解除に応じないトランプ政権への圧力を更に強める狙いがあるとも指摘されている²⁰。

今後の展開として、米朝が互いに譲らず、交渉の停滞が続く場合には、北朝鮮が核実験やICBM発射実験の再開に実際に踏み切る可能性がある一方、11月の米大統領選挙を見据え、トランプ大統領が外交成果を急ぐあまりに北朝鮮と不完全な非核化で合意してしまう可能性なども指摘されている²¹。日本政府は「日米、日米韓の結束の下、国際社会と連携しつつ、安保理決議の完全な履行を確保し、北朝鮮の完全な非核化を目指す」²²と表明しているが、日本の安全保障への影響を見据えつつ、米朝協議の推移を注視する必要がある。

また、日朝間の最大の懸案である日本人拉致問題に関しては、米朝首脳会談や南北首脳会談の際に、安倍総理の拉致問題に関する考え方が直接金正恩委員長に伝えられたとされる。安倍総理は、前提条件を付けずに金正恩委員長との首脳会談の実現を目指す意向を表明しているが、現時点では会談実現に向けた具体的な動きは見えておらず、日朝関係の今後の動向が注目される。

¹⁹ その後、北朝鮮は、2019年中に13回計20発以上の短距離弾道ミサイル等を発射している。

²⁰ 「米朝 続く駆け引き 金正恩氏「新たな戦略兵器」示唆」『読売新聞』（2020（令2）.1.3）

²¹ 「展望2020 北朝鮮」『読売新聞』（2020（令2）.1.3）等

²² 第201回国会衆議院本会議録第1号（2020（令2）.1.20）

6. 日露関係

安倍総理とロシアのプーチン大統領はこれまでに 27 回の首脳会談を行っている。2016 年 12 月には、プーチン大統領が 11 年ぶりに訪日し、安倍総理との首脳会談では、平和条約問題を解決する真摯な決意が表明され、その上で、北方四島において両国の法的立場を害さない「特別な制度」の下で共同経済活動を行うための協議を開始することで合意した。

その後、日露間の交渉が続く中、2018 年 11 月 14 日のシンガポールでの日露首脳会談において、平和条約締結後に歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことを明記した 1956 年の日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることが合意された。

この交渉方針について、日本国内では、歯舞群島及び色丹島の日本への引渡しに国後島及び択捉島での共同経済活動などを組み合わせた「二島プラスアルファ」での決着を日本政府は探っていると報道され、「四島返還の断念につながる」との批判がなされる一方、「最低でも二島の返還が現実味を帯びた」と期待感を示す意見も見られた²³。

しかし、2019 年 1 月 14 日のモスクワでの日露外相会談後の記者会見において、ラブロフ外務大臣は、日本側が第二次世界大戦の結果、南クリル諸島（北方領土のロシア側呼称）がロシアの領土となったことを認めない限り交渉の進展は期待できないとするロシアの立場を強調した。プーチン大統領も日米安保条約の存在が交渉の障壁になっているとの認識を繰り返し示すようになり、日本側に島を引き渡した場合、そこに米軍の戦力が配備されることへの懸念を表明している。

こうした状況の中、一時は平和条約交渉の大筋合意を期待する声もあった 6 月末の G20 大阪サミットの際の日露首脳会談では、共同経済活動のパイロット・プロジェクト実施で合意したが、平和条約については交渉継続が確認されるにとどまった。8 月にはメドベージェフ首相が 4 年ぶりに択捉島に上陸し、ロシア側の強硬な姿勢がより明確になった。9 月のウラジオストクでの日露首脳会談では、北方四島での共同経済活動の実現に向けて精力的に取り組む方針や観光パイロットツアーの実施が確認されている。

2020 年に入り、国会で領土交渉での進展が見られないとの指摘を受けた安倍総理は、北方領土における共同経済活動のパイロット・プロジェクトの実施や航空機による元島民の墓参が実現していることなどを挙げ、「一つ一つ成果は生まれており、領土交渉に進展が見られないとの指摘は全く当たらない」と反論している²⁴。

日本政府は、共同経済活動を進めることで日露間の信頼醸成を増進し、平和条約交渉の更なる進展につなげる方針であるとされる。今後の展望について、日露首脳間の信頼関係は維持されているとして早期解決に期待を寄せる声がある一方、ロシア側で慎重な発言が相次いでいることから交渉は長期化するとの見方も強く、先行きは不透明である。

(なかうち やすお)

²³ 「今年も進展なかった日露領土交渉」『産経新聞』（2019（令元）.12.26）。なお、2018 年 11 月の日露間の合意について、日本政府は「領土問題を解決して平和条約を締結するというのが我が国の一貫した立場であり、この点に変更はない」と説明している（第 197 回国会参議院本会議録第 5 号 12 頁（2018（平 30）.11.28）。

²⁴ 第 201 回国会参議院本会議録第 2 号（2020（令 2）.1.23）